

# 学校法人ものつくり大学役員報酬等規程

【平成13年3月16日 国技規程第10号】

【平成15年3月18日 一部改正】

【平成16年3月24日 一部改正】

【平成17年1月7日 一部改正】

【平成17年3月17日 一部改正】

【平成21年12月3日 一部改正】

【平成22年5月28日 一部改正】

【平成23年3月30日 一部改正】

【平成24年3月22日 一部改正】

【平成28年3月28日 一部改正】

【令和元年12月10日 一部改正】

【令和6年3月25日 一部改正】

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人ものつくり大学寄附行為第34条の3の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(有給役員)

**第2条** 理事長、専務理事、常務理事、監事、理事であるものつくり大学総長、学長(以下「有給役員」という。)は有給とする。

(無給役員等)

**第3条** 前条に規定する理事以外の理事及び評議員は無給とする。

2 無給の理事及び評議員が会議の出席等学校法人の業務を行うことによって生じた実費は弁償するものとする。

(報酬の種類)

**第 4 条** 有給役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

2 有給役員が学校法人の業務を行うことによって生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の支払)

**第 5 条** 有給役員の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払う。

(俸給の月額)

**第 6 条** 有給役員の俸給の年額は、別表に定める職務区分による額とし、月割りにして支給する。

(通勤手当の月額)

**第 7 条** 通勤手当は、通勤のため交通機関等を使用することを常例とする有給役員に支給するものとし、その月額は、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

(俸給・通勤手当の支給日)

**第 8 条** 俸給及び通勤手当は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、その日が学校法人の休日又は金融機関の休業日（以下「休日等」という。）に当たるときは、別に定めるところによる。

(監事の報酬)

**第 9 条** 監事の報酬は、第6条により支払うものとする。

2 学校法人の業務を行うことによって生じた実費は弁償するものとする。

(費用)

**第 10 条** 有給役員には、学校法人ものつくり大学国内旅費規程および学校法人ものつくり大学外国旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

**第 11 条** 新たに有給役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 有給役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

**第 12 条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職金)

**第 13 条** 有給役員及び無給役員等には、退職金を支給しない。

(公表)

**第 14条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(実施細則)

**第 15 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

**第16 条** この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成13 年4 月1 日から施行する。

## 附 則

- 1 役員報酬等規程第6 条に定める有給役員の俸給の年額を別表1 及び2 のとおり改正する。
- 2 この規程は、平成15 年4 月1 日から施行する。

## **附 則**

- 1 役員報酬等規程第6条に定める有給役員の俸給の年額を別表1 及び2 のとおり改正する。
- 2 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、平成17年1月7日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

## **附 則**

- 1 役員報酬等規程第6条に定める有給役員の俸給の年額を別表1 及び2 のとおり改正する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

## **附 則**

- 1 役員報酬等規程第6条に定める有給役員の年額を別表のとおり改正する。
- 2 役員報酬等規程第9条に定める1日の執務に付き支払う監事報酬の額を50,000円から30,000円に改正する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

●別 表（第6条関係）有給役員の俸給の年額 (<http://www2.iot.ac.jp/kiteisyu/wp-content/uploads/2024/04/別表（第6条関係）.pdf>) 